

令和2年生駒市議会（第5回）定例会議案

令和2年6月5日

生 駒 市

令和2年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 3 号	令和元年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 4 号	令和元年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 5 号	令和元年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	4
議案第 41 号	令和2年度生駒市一般会計補正予算（第3回）	5～20
議案第 42 号	令和2年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第1回）	21～22
議案第 43 号	令和2年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）	23～29
議案第 44 号	令和2年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）	30～31
議案第 45 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	32～39
議案第 46 号	生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 47 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 48 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 49 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43～44
議案第 50 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	45～46
議案第 51 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	47～48
議案第 52 号	財産の取得について	49
議案第 53 号	財産の取得について	50

議案第 54 号	市道路線の認定について	51
議案第 55 号	市道路線の廃止について	52

令和元年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入 国県支出金	特定財源		
							地方債	その他	
産業経済費	農業費	土地改良事業	13,067,000	13,067,000		10,785,000			2,282,000
		道路橋梁維持補修事業	5,500,000	5,058,500		2,782,175			2,276,325
		橋梁予防保全事業	3,000,000	2,706,000		1,335,950			1,370,050
		橋梁耐震化事業	53,000,000	28,277,480		12,880,175	9,400,000		5,997,305
土木費	道路橋梁及び河川費	生活道路安全対策事業	3,000,000	3,000,000		1,324,450			1,675,550
		企業誘致関連道路整備事業	16,941,000	16,941,000		7,598,800	6,800,000		2,542,200
		道路新設改良事業	46,234,000	20,033,300		6,656,350	5,900,000		7,476,950
		河川水路改修事業	6,871,000	249,300					249,300
		公園整備事業	3,303,000	3,303,000					3,303,000
消防費	都市計画費	生駒山麓公園整備事業	1,745,000	1,375,800					1,375,800
		北部地域整備促進事業	12,600,000	12,600,000	4,934,000	3,100,000			4,566,000
消防費	消防費	消防施設整備事業	69,052,000	68,988,600			68,700,000		288,600

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入			
						国県支 出金	地方 債	その他	
教 育 費	小 学 校 費	小学校情報教育推進事業	129,472,000	129,472,000		71,370,000			58,102,000
		小学校施設整備事業	515,711,000	344,467,500		136,861,000	193,200,000		14,406,500
	中 学 校 費	中学校情報教育推進事業	59,568,000	59,568,000		32,850,000			26,718,000
		中学校施設整備事業	468,583,000	377,871,000		135,282,000	232,700,000		9,889,000
	幼 稚 園 費	幼稚園施設整備事業	14,245,000	14,245,000		4,748,000	9,400,000		97,000

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和元年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	財源 その他	
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	238,000,000	238,000,000		59,549,500	178,300,000		150,500

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和元年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	139,246,000	18,678,000	120,568,000	0	55,165,500	65,402,500	0		

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 41 号

令和 2 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

令和 2 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 2, 1 1 1 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9, 7 1 8, 2 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		151,350	△10,267	141,083
	1 負担金	151,350	△10,267	141,083
14 使用料及び手数料		758,691	△6,138	752,553
	1 使用料	404,974	△6,138	398,836
15 国庫支出金		17,887,682	279,644	18,167,326
	1 国庫負担金	4,805,679	19,457	4,825,136
	2 国庫補助金	13,057,318	260,187	13,317,505
16 県支出金		3,004,754	10,643	3,015,397
	1 県負担金	1,979,944	9,728	1,989,672
	2 県補助金	784,247	915	785,162
20 繰越金		68,740	211,115	279,855
	1 繰越金	68,740	211,115	279,855
21 諸収入		834,994	△2,886	832,108
	4 雑入	825,485	△2,886	822,599
歳 入 合 計		49,236,135	482,111	49,718,246

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		349,056	△11,182	337,874
	1 議会費	349,056	△11,182	337,874
2 総務費		3,977,221	13,554	3,990,775
	1 総務管理費	2,956,123	13,554	2,969,677
3 民生費		28,020,772	19,040	28,039,812
	1 社会福祉費	18,852,710	500	18,853,210
	2 児童福祉費	7,047,971	18,540	7,066,511
4 衛生費		4,389,349	415	4,389,764
	1 保健衛生費	2,117,916	415	2,118,331
5 産業経済費		500,009	19,681	519,690
	2 商工費	318,225	19,681	337,906
7 消防費		1,470,357	1,650	1,472,007
	1 消防費	1,470,357	1,650	1,472,007
8 教育費		4,324,016	423,953	4,747,969
	1 教育総務費	324,386	△389	323,997
	2 小学校費	425,957	242,618	668,575
	3 中学校費	327,066	114,080	441,146

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	985,694	10,467	996,161
	6 保健体育費	1,456,420	57,177	1,513,597
11 予備費		50,000	15,000	65,000
	1 予備費	50,000	15,000	65,000
歳	出	49,236,135	482,111	49,718,246
合	計			

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費負担金	124,457	△ 10,267	114,190	2 児童福祉負担金	△ 10,267	私立保育所保護者負担金
計	151,350	△ 10,267	141,083			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生使用料	70,106	△ 6,138	63,968	2 児童福祉使用料	△ 6,138	市立保育所保育料
計	404,974	△ 6,138	398,836			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,797,543	19,457	4,817,000	2 児童福祉負担金	19,457	保育所運営費負担金
計	4,805,679	19,457	4,825,136			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	288,423	60,342	348,765	1 総務管理費補助金	60,342	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
6 教育費国庫補助金	94,290	199,845	294,135	2 小学校費補助金	135,585	公立学校情報機器整備費補助金	
				3 中学校費補助金	64,260	公立学校情報機器整備費補助金	
計	13,057,318	260,187	13,317,505				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費県負担金	1,955,115	9,728	1,964,843	2 児童福祉負担金	9,728	保育所運営費負担金	
計	1,979,944	9,728	1,989,672				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	687,880	500	688,380	1 社会福祉費補助金	500	介護人材確保対策支援補助金	
3 衛生費県補助金	17,124	415	17,539	1 保健衛生費補助金	415	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	

計	784,247	915	785,162			
---	---------	-----	---------	--	--	--

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	68,740	211,115	279,855	1 繰越金	211,115	前年度繰越金
計	68,740	211,115	279,855			

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	824,264	△ 2,886	821,378	4 雑入	△ 2,886	保育園児給食費 幼稚園児給食費
計	825,485	△ 2,886	822,599			

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明	
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国県支出金	地方債				その他
1 議会費	349,056	△ 11,182	337,874			△11,182	3 職員手当等 8 旅費 13 使用料及び賃借料 18 負担金補助及び交付金	△ 2,997 △ 3,770 △ 65 △ 4,350	普通旅費 費用弁償 道路通行料 各種協議会等参加負担金 政務活動費	△ 780 △ 2,990 △ 30 △ 4,320
計	349,056	△ 11,182	337,874			△11,182				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明		
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳						
					国県支出金	地方債				その他	
1 一般管理費	1,771,392	28,899	1,800,291			11,273	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 12 委託料	6,110 △ 676 1,053 392 2,970 7,950	パートタイム会計年度任用職員 特別職職員共済組合負担金 社会保険料等 費用弁償 消耗品費 情報機器保守等委託料	△ 68 1,121	
				17,626 (国補) 17,626							

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			内訳	区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	財 源 の 他				
8 市民活動費	118,775	△ 13,250	105,525				△13,250	13,250	システム使用料	
								10,467	情報用備品	
11 防災費	60,473	△ 2,095	58,378				△2,095	2,095	いこまどんどこまつり実行委員会補助金 防災訓練会場設置等委託料	
計	2,956,123	13,554	2,969,677	500			△4,072			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			内訳	区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	財 源 の 他				
6 介護保険費	1,538,441	500	1,538,941	500				100	消耗品費 印刷製本費	
				(県補) 500				100	通信運搬費	
計	18,852,710	500	18,853,210	500				300	研修委託料	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			内訳	区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	財 源 の 他				
2 児童保育費	2,400,729	18,540	2,419,269	29,185 (国負)	△10,267 (負)		△378	18,540	利用者負担額還付負担金	
				19,457 (県負)	△ 10,267					
				9,728						

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
計	7,047,971	18,540	7,066,511	34,325	△19,050	3,265			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
1 保健衛生総務費	1,172,803	415	1,173,218	415 (県補)			18 負担金補助及び交付金	415 新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金	
計	2,117,916	415	2,118,331	415					

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
2 商工振興費	191,780	19,681	211,461	11,518 (国補)		8,163	12 委託料	19,681 飲食・物販店等営業再開支援事業委託料	
計	318,225	19,681	337,906	11,518		8,163			

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
1 常備消防費	1,301,831	1,650	1,303,481	966 (国補)		684	17 備品購入費	1,650 消防署用備品	
計	1,470,357	1,650	1,472,007	966		684			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国 原 支 出 金	地 方 債			
1 教育委員会費	303,613	△ 389	303,224			△389	3 職員手当等 4 共済費	△ 364 △ 25 特別職職員共済組合負担金	
計	324,386	△ 389	323,997			△389			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国 原 支 出 金	地 方 債			
1 学校管理費	315,553	242,618	558,171	135,585 (国補) 135,585		107,033	7 報償費 10 需用費 13 使用料及び賃 借料 17 備品購入費	△ 90 謝礼 19,888 △ 2,500 消耗品費 光熱水費 施設使用料 情報教育用備品	
計	425,957	242,618	668,575	135,585		107,033			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国 原 支 出 金	地 方 債			
1 学校管理費	205,595	114,080	319,675	64,260 (国補) 64,260		49,820	10 需用費	9,430 △ 2,500 消耗品費 光熱水費	
計	205,595	114,080	319,675	64,260		49,820			

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 県 支 出 金	地 方 債			
							17 備品購入費	情報教育用備品	
計	327,066	114,080	441,146	64,260		49,820			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 県 支 出 金	地 方 債			
2 生涯学習施設 費	444,542	8,202	452,744	4,800 (国補)		3,402	12 委託料	維持管理業務委託料	
3 図書館費	329,852	2,265	332,117	1,326 (国補)		939	10 需用費	消耗品費	
							12 委託料	図書館システム等業務委託料	
							13 使用料及び賃 借料	情報システム使用料	
計	985,694	10,467	996,161	6,126		4,341			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 県 支 出 金	地 方 債			
1 保健体育総務 費	107,510	△ 4,488	103,022			△ 4,488	10 需用費	消耗品費 印刷製本費 △ 130 △ 149	
							12 委託料	東京2020開催記念事業委託料 生駒山スカイウォーク実施委託料	
							13 使用料及び賃 借料	機材借上料 △ 255	

										18 負担金補助及び交付金	△ 187	東京2020コミュニティライブ映像制作協力金
2 体育施設費	261,696	32,165	293,861	18,825 (国補) 18,825						12 委託料	32,165	各体育施設管理運営委託料
3 学校給食センター運営費	626,876	29,500	656,376							12 委託料	29,500	設計委託料
計	1,456,420	57,177	1,513,597	18,825							38,352	

(款) 11 予備費

(項) 1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源	その他			
1 予備費	50,000	15,000	65,000				15,000		
計	50,000	15,000	65,000				15,000		

[単位 千円]

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給					与			合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)			
補正後	長 等		29,412	11,171 3.40	1,766	6,432	48,781	7,402	56,183	その他の手当は通 勤手当・退職手当	
	議 員	24	145,920	56,952 3.40			202,872	51,288	254,160		
	その他の 特別職 計	1,476 1,503	115,995 261,915		1,766 1,766	6,432 6,432	115,995 367,648	1,360 60,050	117,355 427,698		
補正前	長 等	3	29,412	12,685 3.40	1,766	6,432	50,295	7,495	57,790	その他の手当は通 勤手当・退職手当	
	議 員	24	145,920	59,949 3.40			205,869	51,288	257,157		
	その他の 特別職 計	1,476 1,503	115,995 261,915				115,995 372,159	1,360 60,143	117,355 432,302		
比 較	長 等	0	0	△ 1,514 0	0	0	△ 1,514	△ 93	△ 1,607		
	議 員	0	0	△ 2,997 0			△ 2,997	0	△ 2,997		
	その他の 特別職 計	0 0	0 0		0 0		0 △ 4,511	0 △ 93	0 △ 4,604		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 料			与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)			
補正後	(633) 795	669,548	3,117,421	2,504,988	6,291,957	1,201,115	7,493,072		
補正前	(626) 795	663,438	3,117,421	2,504,514	6,285,373	1,199,994	7,485,367		
比 較	(7) 0	6,110	0	474	6,584	1,121	7,705		

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	80,520	111,948	267	198,577	754	158,385	42,949
補正前	80,520	111,948	267	198,577	754	158,385	42,949
比 較	0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	单身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,922		74,623	44,042	419,500	830,657	534,844
7,922		74,623	44,042	419,500	830,183	534,844
0		0	0	0	474	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	6,110	その他の増減分 6,110	採用に伴う増加分	
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
	474	その他の増減分 474	採用に伴う増加分	

議案第 42 号

令和 2 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 2 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

令和 2 年 6 月 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 債 務 負 担 行 為

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
パワーアップ PLUS 教室委託業務	令和2年度から 令和7年度まで	79,620

議案第 43 号

令和 2 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 令和 2 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度生駒市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業収益	2,896,915	△141,337	2,755,578
第 1 項 営業収益	2,480,495	△141,337	2,339,158

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費用	2,848,498	△384	2,848,114
第 1 項 営業費用	2,768,337	△384	2,767,953

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	364,472	△384	364,088

令和 2 年 6 月 5 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業収益			2,896,915	△ 141,337	2,755,578	
	1 営業収益		2,480,495	△ 141,337	2,339,158	
		1 給水収益	2,450,636	△ 141,337	2,309,299	水道料金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費用			2,848,498	△ 384	2,848,114	
	1 営業費用		2,768,337	△ 384	2,767,953	
		4 総 係 費	252,681	△ 384	252,297	職員手当等 法定福利費 △ 354 △ 30

令和2年度 生駒市水道事業補正予算（第1回） 予定キャッシュ・フロー計算書

（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

（単位 千円）

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	既決予定額	補正予定額	計
当年度純利益	48,014	△128,104	△80,090
減価償却費	708,968	0	708,968
固定資産除却費	65,000	0	65,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,012	0	2,012
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,200	0	1,200
長期前受金戻入額	△397,693	0	△397,693
受取利息及び配当金	△4,159	0	△4,159
未収金の増減額（△は増加）	△31,622	0	△31,622
未払金の増減額（△は減少）	△27,354	0	△27,354
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,692	0	△1,692
小計	362,674	△128,104	234,570
利息及び配当金の受取額	4,159	0	4,159
業務活動によるキャッシュ・フロー	366,833	△128,104	238,729
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△971,440	0	△971,440
補助金、寄附金等による収入	233,663	0	233,663
投資活動によるキャッシュ・フロー	△737,777	0	△737,777
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
資金増減額	△370,944	△128,104	△499,048
資金期首残高	4,810,482	0	4,810,482
資金期末残高	4,439,538	△128,104	4,311,434

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	(12) 35	0	187,748	112,962	300,710	63,378	364,088
補 正 前	1	(12) 35	0	187,748	113,316	301,064	63,408	364,472
比 較	0	(0) 0	0	0	△ 354	△ 354	△ 30	△ 384

* () 内は再任用職員数及び会計年度任用職員数を外書しています。

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	6,564	6,060	11,762	0	4,893	3,997	2,261
	補正前	6,564	6,060	11,762	0	4,893	3,997	2,261
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手当の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)					
	補正後	47,009	30,416					
	補正前	47,363	30,416					
	比 較	△ 354	0					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	会計年度任用職員以外の職員			
		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分		
	会計年度任用職員			
	その他の増減分			
手 当 (補正後)	会計年度任用職員以外の職員			
		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
	△ 354	そ の 他 の 増 減 分	△ 354	人事異動等に伴う 減 少 分
				扶養手当 千円 管理職手当 千円 地域手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 通勤手当 千円 住居手当 千円 期末手当 △ 354 千円 勤勉手当 千円
	会計年度任用職員			
	その他の増減分			

生駒市水道事業予定貸借対照表

(単位 千円)

科 目	令和2年度予定貸借対照表 (令和3年3月31日)		
	既決予定額	補正予定額	計
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	35,862,494	0	35,862,494
減価償却累計額	<u>△ 18,474,751</u>	<u>0</u>	<u>△ 18,474,751</u>
有形固定資産合計	17,387,743	0	17,387,743
(2) 無形固定資産	<u>11,594</u>	<u>0</u>	<u>11,594</u>
固定資産合計	17,399,337	0	17,399,337
2 流動資産			
(1) 現金預金	4,439,538	△ 128,104	4,311,434
(2) 未収金	288,245	0	288,245
貸倒引当金	<u>△ 3,084</u>	<u>0</u>	<u>△ 3,084</u>
(3) 貯蔵品	8,588	0	8,588
流動資産合計	<u>4,733,287</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>4,605,183</u>
資産合計	<u>22,132,624</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>22,004,520</u>
(負債の部)			
3 流動負債			
(1) 未払金	79,033	0	79,033
(2) 引当金	30,755	0	30,755
(3) 預り金	<u>79,454</u>	<u>0</u>	<u>79,454</u>
流動負債合計	189,242	0	189,242
4 繰延収益			
(1) 長期前受金	19,584,559	0	19,584,559
長期前受金収益化累計額	<u>△ 12,534,196</u>	<u>0</u>	<u>△ 12,534,196</u>
繰延収益合計	<u>7,050,363</u>	<u>0</u>	<u>7,050,363</u>
負債合計	7,239,605	0	7,239,605
(資本の部)			
5 資本金			
(1) 資本金	10,633,205	0	10,633,205
資本金合計	10,633,205	0	10,633,205
6 剰余金			
(1) 資本剰余金	3,574,549	0	3,574,549
(2) 利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	<u>685,265</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>557,161</u>
利益剰余金合計	<u>685,265</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>557,161</u>
剰余金合計	<u>4,259,814</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>4,131,710</u>
資本合計	<u>14,893,019</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>14,764,915</u>
負債資本合計	<u>22,132,624</u>	<u>△ 128,104</u>	<u>22,004,520</u>

議案第 44 号

令和2年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和2年度生駒市病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	609,095千円	415千円	609,510千円
第2項 医業外収益	521,164千円	415千円	521,579千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	519,868千円	415千円	520,283千円
第1項 医業費用	492,235千円	415千円	492,650千円

第3条 予算第7条中「3,062千円」を「3,477千円」に改める。

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和2年度 生駒市病院事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益の収入及び支出

			収 入			(単位:千円)	
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	病院事業 収 益		609,095	415	609,510		
		2	医 業 外 収 益	521,164	415	521,579	
			2 他 会 計 補 助 金	3,062	415	3,477	一 般 会 計 補 助 金

			支 出			(単位:千円)	
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	病院事業 費 用		519,868	415	520,283		
		1	医 業 費 用	492,235	415	492,650	
			2 経 費	84,629	415	85,044	交 付 金

議案第 45 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 2 条中「法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 1 2 条の 2 に次の 1 項を加える。

27 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は、0 とする。

附則第 1 6 条の 6 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 2 5 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 2 5 条の 7 第 5 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第28条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第102条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第102条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第6条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第7条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第12条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第12条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改め

る。

附則第20条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第21条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第25条の7の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条の8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第25条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条の9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第9条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 生駒市税条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4

項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削る。

第13条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第17条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第45条第10項から第12項まで」を「第45条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第45条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21

項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第46条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の

場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第48条第4項から第6項までを削る。

第102条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第6条第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条中生駒市税条例第102条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条中生駒市税条例第102条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）附

則第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第20条及び第28条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「5号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が5号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 5号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が5号

施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 46 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市都市計画税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加える。

第 2 条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 9 条中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の2の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項
の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用
しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的
保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う
措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳
幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供され
るよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用
しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たっ
て、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳
未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者
による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子ど
もに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・
保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設
の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「32,760円」を「24,960円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「23,400円」を「18,720円」に、「45,240円」を「43,680円」に改める。

第11条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、相当の理由があると認めるときは、別に定める期日までに当該申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 52 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 パソコン機器等
- 2 取得価格 19,993,930円
- 3 契約の相手方 奈良市高天町10番地の1 T.T.ビル4階
キステム株式会社 奈良本社
事業統括取締役 井門英也
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 53 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 46,750,000円
- 3 契約の相手方 大阪府吹田市豊津町1番31号 由武ビル5階C号室
長野ポンプ株式会社 大阪営業所
所長 東野敏行
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 54 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	小明上線支線1号	小明町527番4先 小明町527番16先	
2	小明上線支線2号	小明町527番17先 小明町527番20先	
3	小明町4号歩行者道	小明町527番11先 小明町530番3先	
4	東菜畑2丁目5号線	東菜畑2丁目844番14先 東菜畑2丁目844番8先	
5	別院線支線3号	壺分町266番8先 壺分町266番4先	
6	小平尾町1号線	小平尾町86番先 小平尾町160番3先	
7	本町山崎線支線1号	東新町42番1先 本町63番2先	
8	谷田俵口線支線9号	俵口町1399番8先 俵口町1399番5先	
9	ウリウ円正寺線支線5号	北新町941番2先 北新町938番7先	

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 55 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	小平尾町地内3号線	小平尾町86番先 小平尾町90番先	
2	小平尾町地内9号線	小平尾町160番3先 小平尾町97番1先	

令和2年6月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史